

役員報酬規程

小島保育園

役員報酬規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 小島保育園の定款第 8 条及び 21 条の規程に基づき、理事・監事・評議員選任・解任委員及び評議員（以下「役員」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 理事会及び評議員選任・解任委員会並びに評議員会に出席する役員に対して、1回につき 5,000 円、役員研修会に出席する役員に対しては、3,000 円を支弁することができる。
2 監事が定款第 18 条第 1 項の規程により監査をしたときは、前項の規程に準じ 5,000 円を支弁することができる。

(委任)

第 3 条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会、評議員選任・解任委員会及び評議員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。